

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																																								
<p>○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和46年 2月26日 条例第3号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 報酬は、次により支給する。                      (1) 日額の報酬は、職務従事後に支給する。                      (2) 月額報酬は、その月の末日までに支給する。                      (3) 年額の報酬は、これを2回に分け、それぞれ別に町長が定める日に支給する。</p> <p>2～5 略</p> <p>第5条 略</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">報酬</th> <th rowspan="2">費用弁償額</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">附属機 関</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">町長相当額。ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プロポーザル審査委員会</td> <td style="text-align: center;">委員長</td> <td style="text-align: center;">日額 5,700 (高度な技術又は</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬		費用弁償額	単位	報酬額	略					附属機 関	略			町長相当額。ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。	プロポーザル審査委員会	委員長	日額 5,700 (高度な技術又は	<p>○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和46年 2月26日 条例第3号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 報酬は、次により支給する。                      (1) 日額及び時間額の報酬は、職務従事後に支給する。                      (2) 月額報酬は、その月の末日までに支給する。                      (3) 年額の報酬は、これを2回に分け、それぞれ別に町長が定める日に支給する。</p> <p>2～5 略</p> <p>第5条 略</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">報酬</th> <th rowspan="2">費用弁償額</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">附属機 関</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">町長相当額。ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プロポーザル審査委員会</td> <td style="text-align: center;">委員長</td> <td style="text-align: center;">日額 5,700 (高度な技術又は</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬		費用弁償額	単位	報酬額	略					附属機 関	略			町長相当額。ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。	プロポーザル審査委員会	委員長	日額 5,700 (高度な技術又は
区分			報酬			費用弁償額																																			
		単位	報酬額																																						
略																																									
附属機 関	略			町長相当額。ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。																																					
	プロポーザル審査委員会	委員長	日額 5,700 (高度な技術又は																																						
区分		報酬		費用弁償額																																					
		単位	報酬額																																						
略																																									
附属機 関	略			町長相当額。ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。																																					
	プロポーザル審査委員会	委員長	日額 5,700 (高度な技術又は																																						

現 行 条 例					改 正 条 例					
				<u>専門的な知識を有する者として選任され、互選された委員長にあっては、12,000)</u>	(1)幕別町内 650 (2)帯広市・音更町・池田町 1,000 (3)前2号以外の各町村 2,400				<u>専門的な知識を有する者として選任され、互選された委員長にあっては、12,000)</u>	(1)幕別町内 650 (2)帯広市・音更町・池田町 1,000 (3)前2号以外の各町村 2,400
		委員	日額	<u>5,200</u> (高度な技術又は専門的な知識を有する者として選任された委員にあっては、10,000)			委員	日額	<u>5,200</u> (高度な技術又は専門的な知識を有する者として選任された委員にあっては、10,000)	
							いじめ防止対策推進委員会	調査委員（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事	時間額	<u>12,000</u> (職務に従事した時間が1時間を超える場合はその超える時間

